

再エネ電源都外調達事業（都外PPA）実施要綱

(制定) 令和6年2月29日付5産労産事第533号
(改定) 令和7年2月20日付6産労産事第611号

(目的)

第1条 この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、都内の再生可能エネルギー利用拡大を図るため、都外の再生可能エネルギー発電設備の新規導入に資する利活用手法の確立を図ることで、脱炭素社会の実現を目指す「再エネ電源都外調達事業（都外PPA）」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

(事業の概要)

第2条 都は、都外に設置する再生可能エネルギー発電設備からの再エネ電気又は環境価値（以下「再エネ電気等」という。）調達に取り組む都内の電力需要家に対し、新たに設置する再生可能エネルギー発電設備及びそれに併設する蓄電池又は都外に設置した若しくは設置予定である再生可能エネルギー発電設備へ新たに併設する蓄電池の設置に係る経費の一部を助成する。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 再生可能エネルギー発電設備 太陽光、風力、水力、地熱又はバイオマス熱を電気に変換する設備及びその附属設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第4項により認定された発電事業に用いるものを除く。）
- 二 バイオマス 動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用することができるもの（原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製品を除く。）
- 三 再エネ電気 再生可能エネルギー発電設備から得られる環境価値を有する電気
- 四 環境価値 再生可能エネルギーを変換して得られる電気が有する、二酸化炭素を排出しないという価値
- 五 再エネ設置地域 再生可能エネルギー発電設備を設置する場所が属する市町村
- 六 都内特定施設 都外に設置された再生可能エネルギー発電設備から得られた再エネ電気等の供給を受け、及び当該再エネ電気等を消費する都内の特定の施設（住居の用に供する部分を除く。）
- 七 小売電気事業者 小売電気事業を営むことについて電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2により経済産業大臣の登録を受けた者
- 八 電力需要家 特定の施設に対して、再エネ電気等の供給を受け、当該施設で消費する事業を行う者
- 九 リース契約 契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわ

たり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次のア及びイに掲げる要件に該当するものをいう。

ア 借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるものであること。

イ 借主が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金から助成金相当分が減額されていること。ただし、当事者間で合意の場合、この限りではない。

十 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備を所有する者

十一 リース使用者 リース契約に基づき、助成対象設備を使用する者

十二 特別高圧設備 定格出力が2,000kW以上かつ連系電圧が20,000V以上の設備。ただし、定格出力が上記を満たさない場合であっても、特別高圧での連系が確認できる場合は特別高圧設備とみなす。

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象設備を別に定める期間中に実施する次の各号の事業であって、当該各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

一 再生可能エネルギー発電設備を都外に新たに設置（当該設備による発電を行う事業者（以下「発電事業者」という。）が当該設備を設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた再エネ電気を都内特定施設に供給し、及び当該再エネ電気を当該施設で消費する事業
ア 再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該設備から得られた再エネ電気を供給する都内特定施設の年間消費電力量の範囲内であること。

イ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。

ウ 再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。

エ 再エネ設置地域との関係構築（別に定める要件を満たすものに限る。以下同じ。）を行うものであること。

オ 再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を併設する場合にあっては、当該蓄電池は、当該設備を設置する施設（以下「再生可能エネルギー発電設備設置施設」という。）又は都内特定施設に設置すること。

カ 蓄電池を増設する事業でないこと。

キ 当該設備から得られた再エネ電気の4分の3以上を都内特定施設に供給し、消費すること。ただし、これ以外については、都内特定施設での環境価値の消費又は都内特定施設以外での再エネ電気等の消費も認める。

二 再生可能エネルギー発電設備を都外に新たに設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）し、当該設備から得られた環境価値を都内特定施設に供給し、及び当該環境価値

を当該施設で消費する事業

- ア 再生可能エネルギー発電設備の年間発電量が、当該設備から得られた環境価値を供給する都内特定施設の年間消費電力量の範囲内であること。
- イ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
- ウ 再生可能エネルギー発電設備の導入に当たって、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電事業計画に関し資源エネルギー庁が発電設備種別ごとに策定する「事業計画策定ガイドライン」（最新版）を遵守し、適切な事業実施のために必要な措置をとるものであること。
- エ 再エネ設置地域との関係構築を行うものであること。
- オ 再生可能エネルギー発電設備に蓄電池を併設する場合にあっては、当該蓄電池は、再生可能エネルギー発電設備設置施設に設置すること。
- カ 蓄電池を増設する事業でないこと。
- キ 当該設備から得られた環境価値の4分の3以上を都内特定施設に供給し、消費すること。ただし、これ以外については、都内特定施設での再エネ電気の消費又は都内特定施設以外での再エネ電気等の消費も認める。

三 蓄電池を単独で設置する事業

- ア 再生可能エネルギー発電設備を都外に設置（発電事業者が当該設備を設置する場合を含む。）した、又は設置予定であり、当該設備から得られた再エネ電気等を都内特定施設に供給し、及び当該再エネ電気等を当該施設で消費する事業（以下「再エネ電源調達事業」という。）において、当該設備に蓄電池を併設することであること。
- イ 本事業以外で都の資金を原資とする助成金の交付を受けた、又は今後交付を受ける予定のある事業でないこと。
- ウ 蓄電池を増設する事業でないこと。
- エ 蓄電池は、再エネ電源調達事業に係る再生可能エネルギー発電設備設置施設に設置すること。ただし、当該設備から得られた再エネ電気を都内特定施設に供給する場合にあっては、当該施設への設置も認める。
- オ 蓄電池を再エネ電源調達事業に係る再生可能エネルギー発電設備設置施設に設置する事業にあっては、当該再生可能エネルギー発電設備は、前二号のウ及びエを満たすことである。
- カ 蓄電池を都内特定施設に設置する事業にあっては、再エネ電源調達事業に係る再生可能エネルギー発電設備は、第一号のウを満たすことである。
- キ 発災に伴う停電時や電力需給逼迫時の利用のために、蓄電池に一定量以上の蓄電量を常時保持する事業であること。

（助成対象事業者）

第5条 助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、次に掲げる要件

を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施するものとする（第3項の場合を除く。）。

一 次に掲げる者のうち、いずれかに該当するものであること。

ア 民間企業

イ 個人事業主

ウ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

エ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

オ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

カ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

キ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

ク 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等

ケ 法律により直接設立された法人

コ 上記アからケまでに準ずる者として公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）
が適當と認める者

二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から助成金等停止措置
又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切で
あると認められる者であること。

2 電力需要家が、別に定める期間中に都外に再生可能エネルギー発電設備を設置する発電事業者
との間で、当該設備から得られた再エネ電気等を都内の特定の施設に対して供給する契約を締結
し、又は締結しようとした、共同して助成対象事業を実施しようとする場合にあっては、当該発電
事業者と共同で交付申請を行う場合に限り、助成金の交付対象とする。

また、当該再エネ電気等の供給に係る小売電気事業者を当該契約に含める場合は、当該交付申
請の共同交付申請者とし、助成金の交付対象とすることができるものとする。

なお、交付申請を行う電力需要家、発電事業者及び小売電気事業者は、いずれも前項に掲げる
要件を全て満たす者でなければならない。

3 リース事業者が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすとき限り、助成金の交付対象とする。

一 リース事業者が第1項に掲げる要件を全て満たし、助成対象事業を実施するリース使用者と
リース契約を締結していること。

二 前号のリース使用者が、第1項及び第2項に掲げる要件を全て満たす者であること。

三 リース事業者及びリース使用者が共同で交付申請を行うこと。

4 前3項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関
係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に

該当する者があるもの

(助成対象設備)

第6条 助成対象設備は、第4条に規定する助成対象事業により設置する再生可能エネルギー発電設備又は蓄電池であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- 一 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項により認定された発電事業に用いるものでないこと。
- 二 未使用品であること。
- 三 助成対象設備の種別ごとに別に定める要件を満たすこと。

(助成対象経費)

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

- 2 第4条に規定する助成対象事業により蓄電池を導入する場合は、本事業により設置する又は既に設置された再生可能エネルギー発電設備の発電容量に5時間を感じた値以下の蓄電池の定格容量に係る経費を助成対象経費とする。
- 3 前項の場合において、発災に伴う停電時の利用のために、コンセント等の停電専用の電源を設置する場合には、当該設置に係る経費を助成対象経費とすることができます。

(助成金額)

第8条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、次の各号に掲げる助成対象事業の種別に応じて当該各号に掲げる額とする。なお、助成対象経費に国からの助成金若しくは交付金を充当する場合又は助成対象事業に関し寄附金その他の収入額がある場合には、次の各号により算定して得た額からこれらを控除した額を助成金額とする。

- 一 第4条第一号に規定する事業 助成対象経費の2分の1以内の額。ただし、助成対象事業において次に掲げる設備を設置する場合にあっては、以下に掲げる額とする。

ア 同時設置する再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池

助成対象経費の3分の2以内の額。ただし、特別高圧設備の太陽光発電システムの場合は、発電出力に1kW当たり13万円を感じて得た額、特別高圧設備以外の太陽光発電システムの場合は、発電出力に1kW当たり20万円を感じて得た額のいずれか少ない額とする。また、蓄電池の場合は、蓄電池定格容量に1kWh当たり13万円を感じて得た額のいずれか少ない額とし、かつ第4条第一号に規定する助成対象事業により導入する蓄電池が、再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値以上の定格容量を有する蓄電池を同時設置する場合に限る。なお、再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値未満の定格容量を有する蓄電池を同時設置する場合にあっては、イと第三号に掲げる額を適用する。

イ 単独設置する太陽光発電設備

本号により算定して得た額。ただし、特別高圧設備の太陽光発電システムの場合は、発電出

力に1kW当たり10万円を乗じて得た額、特別高圧設備以外の太陽光発電システムの場合は、
発電出力に1kW当たり15万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

二 第4条第二号に規定する事業 助成対象経費の3分の1以内の額。ただし、助成対象事業において次に掲げる設備を設置する場合にあっては、以下に掲げる額とする。

ア 同時設置する再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池

再生可能エネルギー発電設備は助成対象経費の2分の1以内、蓄電池は助成対象経費の3分の2以内の額。ただし、特別高圧設備の太陽光発電システムの場合は、発電出力に1kW当たり10万円を乗じて得た額、特別高圧設備以外の太陽光発電システムの場合は、発電出力に1kW当たり15万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。また、蓄電池の場合は、蓄電池定格容量に1kWh当たり13万円を乗じて得た額のいずれか少ない額とし、かつ第4条第二号に規定する助成対象事業により導入する蓄電池で、再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値以上の定格容量を有する蓄電池を同時設置する場合に限る。なお、再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値未満の定格容量を有する蓄電池を同時設置する場合にあっては、イと第三号に掲げる額を適用する。

イ 単独設置する太陽光発電設備

本号により算定して得た額。ただし、特別高圧設備の太陽光発電システムの場合は、発電出力に1kW当たり6万円を乗じて得た額、特別高圧設備以外の太陽光発電システムの場合は、発電出力に1kW当たり10万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

三 蓄電池を単独で設置する事業 助成対象経費の3分の2以内の額又は蓄電池定格容量に1kWh当たり13万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

2 第4条に規定する助成対象事業における助成金額は、次の各号に掲げる助成対象設備の種別に応じて、一の助成対象事業につき次の各号に掲げる金額を上限とする。

一 特別高圧設備の再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池同時設置 600,000,000円

ただし、同時設置する蓄電池容量が、再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値以上の場合に限る。なお、蓄電池容量が再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値未満の場合は、第三号と第五号に掲げる額を適用する。

二 特別高圧設備以外の再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池同時設置 300,000,000円

ただし、同時設置する蓄電池容量が、再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値以上の場合に限る。なお、蓄電池容量が再生可能エネルギー発電設備の発電容量に1時間を感じた値未満の場合は、第四号と第五号に掲げる額を適用する。

三 特別高圧設備の再生可能エネルギー発電設備 500,000,000円

四 特別高圧設備以外の再生可能エネルギー発電設備 200,000,000円

五 蓄電池 100,000,000円

3 助成金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 本事業において助成対象事業者が申請できる助成金額の合計は、別に定める期間において、600,000,000円を上限とする。

(本事業の実施体制)

第9条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - ア 第二号の基金を原資として、第4条から前条までに規定する助成金の交付を行うこと。
 - イ 助成金の交付対象となる事業者に対する指導及び助言を行うこと。

(本事業の実施期間)

第10条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和6年度から令和8年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和6年度から令和12年度までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項は、別に定める。

附 則（令和6年2月29日付5産労産事第533号）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年2月20日付6産労産事第611号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 助成対象経費

費目	内容
設計費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費
設備費	助成対象事業の実施に必要な機械装置等の購入、製造、据付け等に必要な経費（ただし、土地の取得及び賃借に係る費用を除く。）
工事費	助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費